

千葉市高齢・障害事業所等物価高騰対策支援金

申請の手引き

## 1 支援金の目的

原油価格・物価高騰に直面している市内の高齢・障害事業所等に対し、支援を必要とする方々の社会生活を維持することに不可欠な各種サービスを安定的に継続することを支援するため、予算の範囲内において、千葉市高齢・障害事業所等物価高騰対策支援金給付要綱に基づき、千葉市高齢・障害事業所等物価高騰対策支援金を給付するものです。

## 2 納付要件

### 1 対象者

支援金の給付を受けることができる者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業所を運営する法人の代表者または法人格のない個人事業者とする。

- (1) 千葉市内に所在する事業所等であること。
- (2) 令和6年度中に事業を実施していること。
- (3) 令和7年4月1日時点で同一の者により事業を継続していること。（休止していないこと）

ただし、下記表内のサービス種別（介護区分は介護予防サービスを含む）の範囲内で変更があつたものについては、事業を継続しているものとみなす。

表1 事業所等のサービス種別

分類	区分	サービス種別（介護区分は介護予防サービス含む）
入所系施設	介護保険サービス等	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、単独型短期入所生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症対応型共同生活介護
	障害福祉サービス	施設入所支援、共同生活援助、障害児入所施設、短期入所（入所系施設と併設しているものを除く）、宿泊型自立訓練
通所系事業所①	介護保険サービス	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
	障害福祉サービス	療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、放課後等デイサービス、児童発達支援、医療型児童発達支援、児童多機能型事業所
通所系事業所②	介護保険サービス	通所介護相当サービス（同一事業所において通所介護又は地域密着型通所介護を一体的に運営している場合を除く）、ミニデイ型通所サービス、通所リハビリテーション
訪問系事業所①	介護保険サービス	訪問介護、訪問介護相当サービス、生活援助型訪問サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、訪問看護、訪問リハビリテーション
	障害福祉サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護
訪問系事業所②	介護保険サービス	居宅介護支援、介護予防支援、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売
	障害福祉サービス	自立生活援助、特定相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害者基幹相談支援センター
訪問入浴介護事業所	介護保険サービス	訪問入浴介護

生活支援ハウス		生活支援ハウス
福祉有償運送		福祉有償運送

※同一所在地で訪問系事業所①及び②を複数運営している場合、申請できる数を3事業所までとする。

※同一所在地において次のいずれかに該当する場合は1事業所とみなす。

- 1 介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合（サービス種別を介護サービスとして扱う）
- 2 通所介護と通所介護相当サービスの指定を受けている場合（サービス種別を通所介護として扱う）
- 3 地域密着型通所介護と通所介護相当サービスの指定を受けている場合（サービス種別を地域密着型通所介護として扱う）
- 4 訪問介護と訪問介護相当サービスまたは生活援助型訪問サービスの指定を受けている場合（サービス種別を訪問介護として扱う）
- 5 福祉用具貸与と特定福祉用具販売の両方の指定を受けている場合（サービス種別を福祉用具貸与として扱う）
- 6 次の①から④までの分類において、分類ごとに掲げられたサービスを複数運営している場合
  - ① 訪問介護、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護
  - ② 訪問看護、訪問リハビリ、居宅療養管理指導（居宅療養管理指導の実績がある場合は訪問系事業所②として扱う）
  - ③ 居宅介護支援、自立生活援助、特定相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援
  - ④ 同サービス（例：居宅介護支援事業所を2か所、訪問介護事業所を2か所等）
- 7 障害福祉サービスの通所系事業を複数運営し、それぞれの通所系事業を兼ねる直接処遇職員を配置している場合
- 8 共生型障害福祉サービス事業を実施している場合、介護保険サービスとして扱う

表2 紹介額

対象事業所等	紹介額
入所系施設	1施設当たり 250,000円
通所系事業所①	1事業所当たり 100,000円
通所系事業所②	<p>【定員19人以上の場合】</p> <p>1事業所当たり 310,000円</p> <p>【定員18人以下の場合】</p> <p>1事業所当たり 180,000円</p>
訪問系事業所①	1事業所当たり 100,000円
訪問系事業所②	1事業所当たり 110,000円
訪問入浴介護事業所	1事業所当たり 150,000円
生活支援ハウス	利用者（※1）1人当たり 17,000円に加え、1施設当たり 250,000円
福祉有償運送	1事業所当たり 110,000円

※1 生活支援ハウスの利用者は登録定員数とする。

表3 納付率

令和6年度事業実績がある初回月に応じて納付率を定める。

初回月	納付率
令和6年4月	12／12
令和6年5月	11／12
令和6年6月	10／12
令和6年7月	9／12
令和6年8月	8／12
令和6年9月	7／12
令和6年10月	6／12
令和6年11月	5／12
令和6年12月	4／12
令和7年1月	3／12
令和7年2月	2／12
令和7年3月	1／12

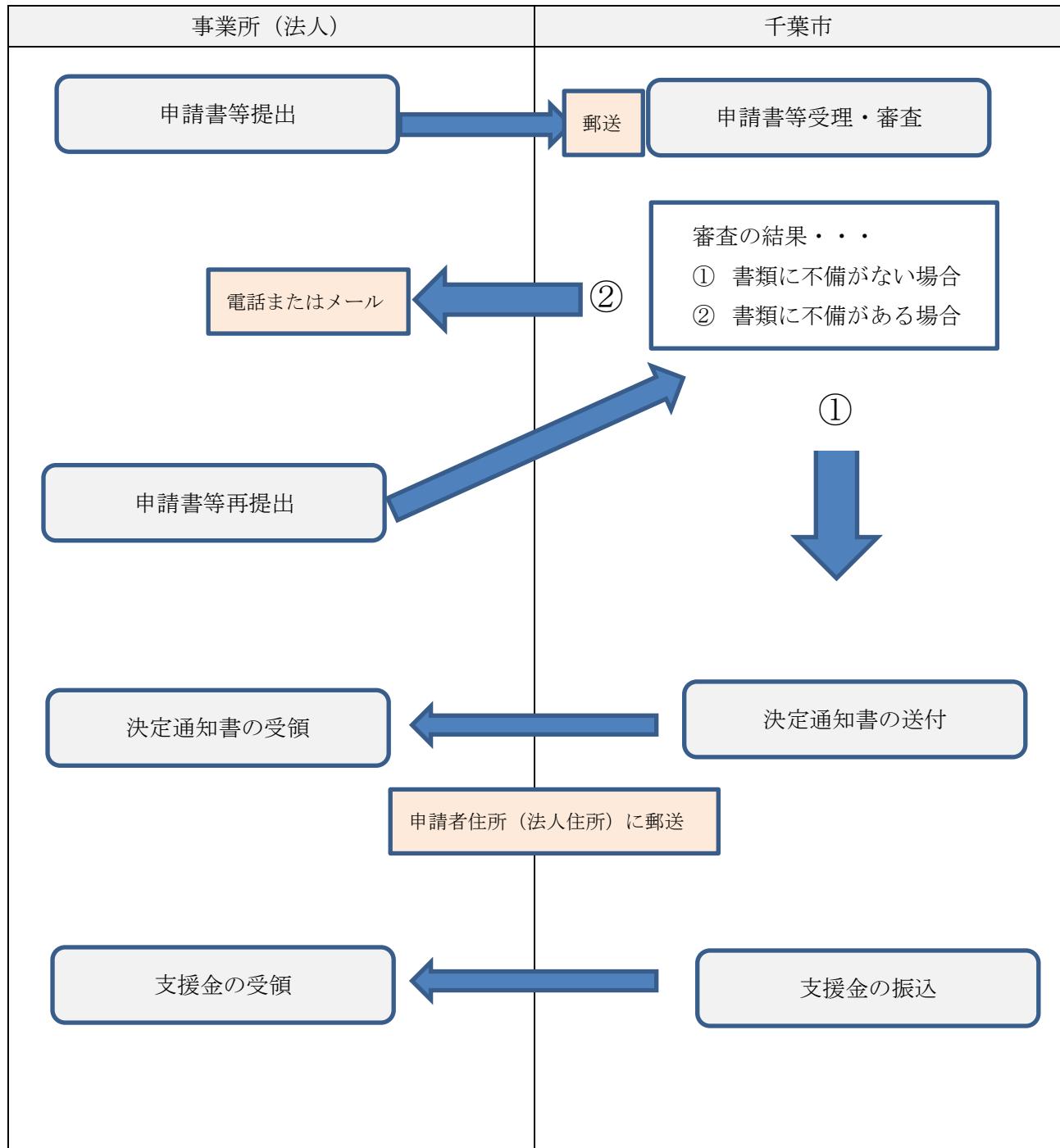
※表1により、同一所在地において複数のサービスを行っていることにより1事業所とみなしたサービスについては、当該複数のサービスのうち、最も早い事業実績を適用する。

※2給付要件の1対象者（3）のただし書きの適用を受ける事業所等については、変更前の令和6年度事業実績がある初回月の給付率を用いる。

### 3 納付のながれ

申請書の受理後、納付に係る審査を行います。審査完了後、市から納付決定通知書を送付します。納付決定通知書に支援金の振込予定日の記載がありますのでご確認ください。

なお、審査において不備等があった場合は、申請書に記載してある担当者へ連絡しますので対応可能な従業者名及び連絡先を申請書の担当者欄に明記してください。



## 4 申請について

事業所ごとに申請期間内に申請書等を提出してください。なお訪問系事業所については、介護保険サービスと障害福祉サービスの区別はなく、同一所在地で訪問系事業所を複数運営している場合、申請できる数は3事業所までとなります。

※同一所在地で訪問系事業所を3事業所以上有する場合は、申請額が高くなるよう市が3事業所を選定しますが、市が選定した事業所以外で申請書を提出したい場合は、市へ連絡し別途指示を受けること。

### (1) 必要書類

	書類名	変更がない場合	変更がある場合
①	申請書(様式1号)	○(同封)	○(市ホームページからダウンロードして作成)
②	誓約書・同意書(様式第1号別紙1)	○(同封)	○(市ホームページからダウンロードして作成)
③	通帳等の写し	○※1	
④	委任状	△※2	

#### ※記号の説明

○・・・提出が必要な書類です。

△・・・該当する場合に提出が必要です。

※1 通帳の表面と通帳の見開き1ページ目と2ページ目の写しを提出してください。

※2 振込口座が法人名または法人代表者職氏名以外の口座(代表者個人の口座や施設名+管理者名の口座等)を支援金の振込口座とする場合は委任状の提出が必要となります。

### (2) 申請受付期間

令和7年8月28日(木)から9月17日(水)(消印有効)まで

### (3) 申請方法

○郵送にて受付します。

【郵送申請窓口(郵送先)】



〒260-0013

千葉市中央区中央3-3-8日進センタービル6F

千葉市高齢・障害事業所物価高騰対策支援金事務局

(委託業者:近畿日本ツーリスト株式会社 千葉支店)

※申請の受付及びコールセンター対応等を「近畿日本ツーリスト株式会社 千葉支店」に委託しています。

※宛名は枠線内の内容を全て記載してください。(最終ページの宛名ラベルを活用ください。)

※千葉市介護保険事業課、千葉市障害福祉サービス課宛ではありません。同課へ郵送、持参またはメールアドレスでデータ送付されても受付できません。

### (4) 通帳等の写しと注意点について

## 通帳等の写し

**金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、名義人**が確認できるよう  
通帳の表面と通帳の見開き 1ページ目と 2ページ目の写しを提出してください。  
電子通帳等で、紙媒体の通帳等がない場合は、電子通帳等の画像を提出してください。



申請書の口座名義人は、通帳を開いたページに記載のあるカタカナの名称を記載してください。

例：(通帳の表面)：株式会社介護福祉 代表取締役 千葉太郎

(通帳の開いたページ)：カカイコフクシダヒヨウトリシマリヤクチバタウ ←こちらの名称を申請書に記載してください。

※申請書への署名・記名押印については、提出前に再度確認をお願いします。書類不備により、再度提出の依頼または給付金を支給できない可能性があります。

①署名の場合…必ず代表者本人が署名を行ってください。

②記名押印の場合…必ず代表者印を押印してください。

※電子印は不可です。

## 5 給付決定及び振込について

### (1) 給付決定について

申請内容の審査の結果、適正と認められる場合は、給付決定通知書を申請者（法人代表者）に送付します。適正と認められない場合は、不給付決定通知書を申請者（法人代表者）に送付します。

### (2) 支援金の振込について

給付が決定した場合、申請書に記載の指定口座に支援金を支払います。給付決定通知書に振込予定期日を記載しますのでご確認ください。

## 6 問い合わせ窓口

申請等にあたっては、本手引き及び要綱をご確認の上、手続きを進めてください。ご不明点がある場合は、本支援金の専用コールセンターを設けておりますのでご利用ください。

質問内容によって回答まで少し時間をいただくこともありますので、早めにお問い合わせください。

### 【千葉市高齢・障害事業所物価高騰対策支援金コールセンター】

電 話 043-227-5511

メールアドレス chibacity@or.kntct.com

## 7 よくある問合せ Q&A

	質問	回答
1	他にも（千葉県等）同様の支援金や補助金を受けている（受ける予定である）が、当支援金の申請も可能か。	可能です。
2	申請書は法人でまとめて（複数事業所まとめて）申請できますか。	複数の事業所をまとめて申請することはできません。お手数ですが、各事業所毎に申請書の作成をお願いします。なお、1つの封筒に複数の申請書、添付資料を同封していただいて構いません。
3	介護サービスと介護予防サービスを両方提供している場合、それぞれ申請することができますか。	不可です。
4	令和6年度中に事業を実施していたが、令和7年4月1日現在、休止中の事業所は申請可能ですか。	不可です。 ※要綱第3条第3項により、令和7年4月1日時点で事業を継続していること（休止していないこと）を給付要件としているため。
5	申請者は事業所の管理者でもよいですか。	支援金の給付を受けることができるのは、運営法人の代表者であることが要件です。事業所の管理者は申請できません。
6	申請書に押印は必要ですか。	申請書の押印を省略する場合は、代表者の署名が必要です。 <b>※電子印は不可です</b>
7	給付要件の事業実績とはどのようなことですか。	介護保険サービスや障害福祉サービスの提供を行っていることを言います。その証明として国民健康保険団体連合会へ給付費の請求をしていることが考えられます。なお、給付費の請求実績の書類提出は必要ありません。
8	サービス提供の実績について、令和6年4月、5月分はありますが、令和6年6月分はありません。申請は可能ですか。	申請可能です。サービス提供実績に応じて給付率を定めています。給付率につきましては、手引き及び要綱をご確認下さい。
9	令和7年2月末で廃止した事業所は対象となりますか。	対象となりません。令和7年4月1日までの事業継続が条件となります。
10	サービス提供実績はないが、廃止届を提出しない場合はどうなりますか。	廃止届または休止届を市に提出していない場合であってもサービス提供実績がない場合は給付対象外となります。
11	令和7年3月1日に指定を受けましたが、実際に利用者を受け入れしたのは、令和7年4月1日の場合、対象となりますか。	対象とはなりません。令和6年度の事業実績が必要です。 ※要綱第3条第2項により、令和6年度中に事業実績を有することを給付要件としているため。
12	令和6年度中にサービス提供実績はあるが、令和7年5月に廃止した場合は対象となりますか。	対象となります。

1 3	郵便で申請書を複数枚（複数事業所分）、まとめて提出する際に、添付書類は1通同封すればよいですか。	申請書ごとに審査するため申請書分添付書類が必要となります。
1 4	同じ法人で複数の対象事業所がある場合、事業所ごとに振込先口座を別にすることはできますか。	給付申請ごとに振込口座を指定することは可能です。
1 5	申請者（法人代表者）と異なる名義の口座を本支援金の振込口座としているが可能ですか。	申請者と口座名義は一致（法人名のみの名義は可）する必要があります。ただし、申請者と異なる名義の口座に振り込みを希望する場合は、委任状の提出をもって支払いを行うことは可能です。
1 6	法人口座がネット口座のため、通帳がない場合はどうしたらよいか。	銀行名や振込口座等が確認できる書類を提出してください。
1 7	振込口座が「〇〇法人△△事業所施設長□□」の場合、□□が法人代表者であっても委任状は必要ですか。	必要です。
1 8	令和6年12月1日指定の介護保険の通所介護事業所はどのように計算しますか。 ※12月分のサービス提供実績あり	令和6年12月1日の定員が19人以上の場合には310,000円、定員が18人以下の場合は180,000円に補助率4／12を掛けた額が申請額となります。 ※12月のサービス提供実績がない場合は、給付補助率が異なります。
1 9	申請から支援金の振込までどのくらいの期間がかかりますか。	申請書受付後、支援金の振込まで1か月半程度を想定しています。給付決定通知書に振込予定日を記載し郵送します。 ※申請書類に不備等があった場合には給付決定通知書の送付に時間を要する場合があります。
2 0	給付された支援金の用途制限はありますか。	支援金は原油価格・物価高騰に直面している事業所に対し、支援を必要とする方々の社会生活を維持することに不可欠な各種サービスを安定的に継続することを支援するために給付するものであり、目的に沿った経費に活用されることを想定しています。
2 1	給付された支援金の用途に係る報告は必要ですか。	市に実績報告等を提出する必要はありません。
2 2	法人格のない個人事業者の場合、申請書の「法人名等」「所在地」欄は何を記載すればよいですか。	「法人名等」は事業所名、「所在地」は事業所住所を記載してください。
2 3	申請書に記載されている内容に相違があるがどうしたら良いか。	介護保険事業課HPに申請用紙を掲載しているため、そちらを活用してください。なお、金額や給付率に誤りがある場合は、介護保険事業課までお問い合わせください。

## 問い合わせ先

千葉市高齢・障害事業所物価高騰対策支援金事務局（コールセンター）	
電話	043-227-5511 受付時間 9時~17時（土日祝日を除く）
問い合わせメールアドレス	chibacity@or.kntct.com

## 宛名ラベル

〒260-0013

千葉市中央区中央3-3-8日進センタービル6F

千葉市高齢・障害事業所等物価高騰対策支援金事務局

（委託業者：近畿日本ツーリスト株式会社 千葉支店）